

第 3 章 計画の体系

■計画の基本方向

これまでの計画の基本的な考え方を引き継ぎ、さらなる男女共同参画社会の形成を推進するため、次の3つの基本方向を柱に施策を展開します。

■基本方向 I あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を推進していくためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的、健康的及び文化的に利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会を形成する必要があります。

男女が対等に方針決定場面に参加し、主体的に立案の段階から関わって様々な意見を反映することは男女共同参画社会の実現の前提となります。

方針決定の場での参画拡大が全ての分野での参画拡大の基礎となり、性別役割分担意識払拭を始めとする女性の人権尊重の礎であります。女性の方針決定の場への参画を促進する積極的改善措置を一層強力に推進する必要があります。女性が個性と能力を発揮し、政策方針決定実施の場への参画をするためには、男女それぞれの意識改革と女性のエンパワーメントを図ることも重要です。

■基本方向 II 暴力のない安全・安心な社会づくり

男女共同参画社会の形成に対する大きな阻害要因となっているものの一つは、性別に基づく固定的役割分担意識です。社会的構造的に作られたものであり、少しずつ時代とともに変化してはいますが、今なお根強く残っており、セクシュアル・ハラスメントや性暴力といった女性に対する暴力等を生み出す根底にあります。このような女性に対する暴力は非常に重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも決して許されることではありません。

すべての人の人権を尊重し、性別にとらわれず一人ひとりが個性や能力を発揮して、考え判断し行動出来るような男女共同参画意識の一層の醸成・浸透を図り、このような重大な人権侵害を「しない」「させない」「傍観しない」という社会的な認識を徹底させなくてはなりません。

さらに、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすため、多様な性（LGBTQなど）のあり方についての理解を深める必要があります。

■基本方向 Ⅲ 誰もが活躍できる環境の整備

男女共同参画社会の形成に向けて、男女が共に社会のあらゆる活動に参画し、活躍するためには、社会生活と家庭生活を始め、地域においても調和のとれた生活ができ、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択実現できる社会（※ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが重要です。

これによって、男女が共に仕事と育児・介護・家事や地域活動、さらには、自己啓発のための時間が確保しやすくなります。そのためにも、すべての人が自らの働き方や生き方を柔軟に選択でき、生涯を通じて充実した生活をするように、市民・事業者・行政が一体となって環境を整備することが必要となってきます。

■ワーク・ライフ・バランス

トピック 1

多様性を尊重し、「仕事」と「家庭」どちらが大切か、という従来の択一的な発想ではなく、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間も大切にすることができる・・・そうした社会の実現を目指す動きのことです。職場風土や組織風土はもちろん、社会構造の変革が求められています。

大切にしたい個人の時間は、人によって違います。仕事の時間、子どもとの時間、親と過ごす時間、友達との時間、趣味の時間・・・あなたの周りにはいる人が大切にしている時間は何でしょうか？

その時間を大事にしようとするのが、ワーク・ライフ・バランスの第一歩かもしれません。

参照：内閣府

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

■ 施策の体系

